

大学の資産運用の促進・高度化に向けて

令和8年9月

文部科学省 私学部参事官付 財務調査係

目次

1. 大学の資産運用に関する政府等の方針と文部科学省の取組	3
2. 大学向けガイドブックの概要など	4
(1) ガイドブック策定の背景・趣旨	
(2) 大学の資産運用の現状・課題	
(3) 大学に求められる対応 (基本スタンスの策定、体制・ガバナンスの整備、評価・情報提供)	
(4) 補足（スタートライン、運用高度化）	
(5) 学校法人会計における情報提供の充実	
3. 学校法人の資産運用に関する取組事例	15
4. 大学の資産運用に関するチェックリスト	17
5. まとめ	18

大学の資産運用に関する政府等の方針と文部科学省の取組

＜政府等の方針＞

【2040年を見据えて社会とともに歩む私立大学の在り方検討会議 審議まとめ（令和8年2月19日）（抄）】

- 学校法人の経営力を強化するため、学校法人の経営方針や経営状況を踏まえた計画的な資産運用や寄付金収入の拡充、産業界等との連携による受託事業収入の増大などによる財源の多様化を推進する。

【日本成長戦略（令和8年7月21日）（抄）】

- 3. 金融を通じた潜在力の解放 iii) 国民が経済成長の成果を最大限享受するための環境整備
 - ・ 大学における資産運用の促進・高度化に向けたガイドブックの策定・周知や、好事例の横展開、共同運用の促進等を実施する。

【成長投資を促進するための金融戦略－資産運用立国のアップグレードー（令和8年7月21日）】

- ※上記の日本成長戦略に盛り込まれた取組をより具体化した内容が記載されている。
 - ・ 時価情報の記載を充実させるなど時価管理を促す仕組みを含め、私立大学における会計上の有価証券の取扱いの在り方の見直しを検討する 等

＜文部科学省としての主な取組＞

【大学の資産運用の実態把握等に係る調査（令和7年10月～令和8年2月）】

- ・ 全ての国立大学法人・公立大学法人・学校法人を対象に、資産運用の実態や運用体制等に関する調査を実施

【大学向けガイドブックの策定（令和8年7月22日）】 ※「大学の資産運用の在り方に関する研究会」での議論を経て策定

- ・ 文部科学省と経済産業省の合同で「大学の資産運用の在り方に関する研究会」を開催（構成員：有識者、大学関係団体、資産運用コンサル）
- ・ 令和7年10月～令和8年4月まで、4回の研究会を開催し、大学の資産運用の促進・高度化に向けたガイドブックの内容について議論
- ・ 令和8年7月に、文部科学省・経済産業省の連名でガイドブックを公表（調査結果の詳細、取組事例集、チェックリストもあわせて公表）

【学校法人会計における有価証券の時価情報等に関する情報提供の充実（令和8年7月22日付け通知）】

- ・ 計算書類の注記及び事業報告書の見直し（有価証券の種類ごとの内訳の記載を細分化、有価証券の時価情報・運用収入の経年変化等を記載）

「大学の資産運用の促進・高度化に向けたガイドブック」の概要①（背景・趣旨）

ガイドブック策定の背景・趣旨

- 大学において、中長期的に質の高い教育研究を行っていくためには、**財務基盤の強化**が不可欠。特に、私立大学では、今後の大学進学者の大幅減少に伴う学納金収入の減少を踏まえると、計画的な**資産運用等による財源の多様化は急務**。
- 昨今の**インフレ環境下**では、多くの大学で行われている**「預金・債券中心」の運用**のみでは、**実質的な資産価値が目減り**するなど、大学の経営基盤強化等のために十分なリターンを確保することが困難であると想定されるため、**株式等のリスク性資産への投資も含め、資産運用の促進・高度化が必要**。
※大学の資産運用が促進・高度化することで、大学の運営基盤・財務基盤の強化はもとより、結果的に資本市場の活性化や産業・技術のイノベーションにも資する。
- こうした状況等について、**理事長・理事等がしっかりと認識**したうえで、法人として**中長期的な視点に基づく資産運用の基本スタンスを定める**ことが重要。

大学の資産運用の促進・高度化に向けて、**国として国公私を通じた大学向けガイドブックを策定し、全国の大学に普及・展開**

【ガイドブックの構成（目次）】

I はじめに

1. 本ガイドブック作成の背景
2. 本ガイドブックの位置づけ

II 大学の資産運用に関する現状・基本的認識

1. 大学における資産運用の位置づけ
＜コラム① 我が国における企業年金の運用高度化の歴史＞
＜コラム② 米国大学基金の運用高度化の歴史＞
2. 大学の資産運用における現状と課題
3. 大学の資産運用に関連して把握しておくべき概念
（アセットオーナー・プリンシプル、フデューシary・デューティーなど）

III 資産運用の開始・見直しに当たって検討すべき事項

1. 運用目的、運用目標、運用方針
＜コラム③ 各資産の特徴・リスク・リターン特性＞
2. 資産運用を行う体制・ガバナンスの整備
3. 運用状況の評価・情報提供（「見える化」）

IV 資産運用のさらなる規模拡大・高度化に向けて

1. 資産運用の規模拡大
＜コラム④ 米国における寄付制度の概要＞
2. 資産運用の高度化
＜コラム⑤ 国際基督教大学における取組事例＞

＜参考資料＞

①「大学の資産運用実態把握等調査」の結果 ②取組事例集 ③チェックリスト

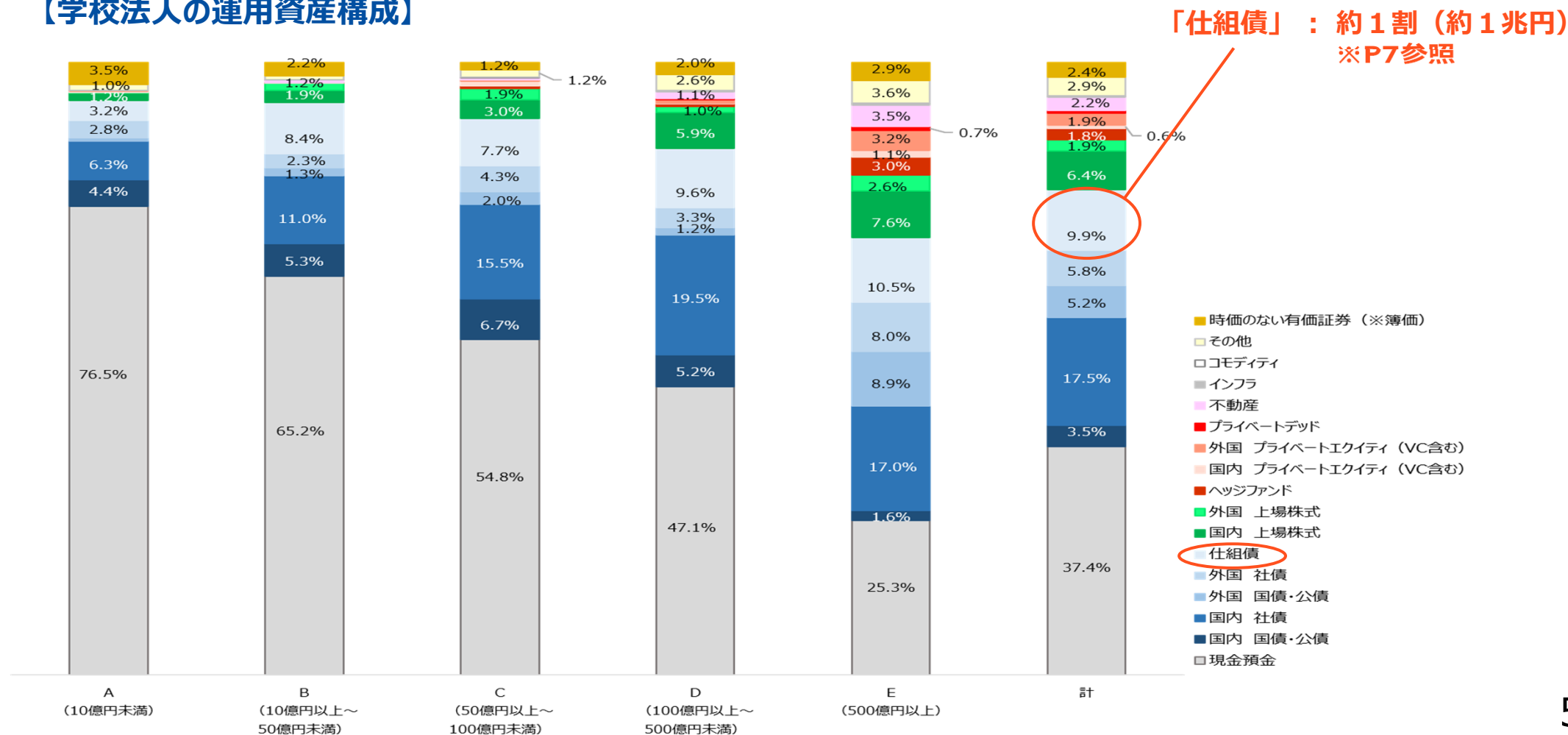
「大学の資産運用の促進・高度化に向けたガイドブック」の概要②（現状・課題）

大学（学校法人）の資産運用の現状・課題①（運用資産構成）

- 【小中規模法人】運用資産の大部分を**現金預金・国内債券**が占めるなど**安全性を重視した運用**が中心。
- 【大規模法人】全体としては、**株式やオルタナティブ資産**も含めた**多角的なポートフォリオが構築**されている。
他方、**大規模法人の中でも二極化**。（例：大規模法人（学校法人）でも現金預金・債券が8割を超える法人が約6割）

「預金・債券」は、インフレ環境の下では**実質的な資産価値が目減りし、将来の購買力を維持できなくなるリスク**があるため、**株式等のリスク性資産への投資も前向きに検討する必要**。

【学校法人の運用資産構成】



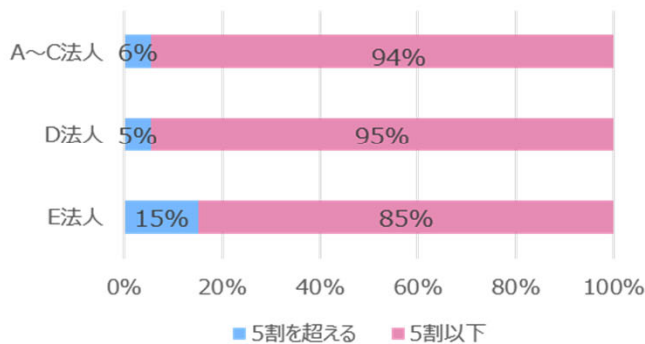
大規模法人（学校法人）における二極化の状況について

大規模法人（学校法人）では、**全体平均**では、大きな運用対象資産を有するという強みを活かして、**株式・オルタナティブ資産等のリスク性資産も相当程度組み込んだ多角的なポートフォリオが構築**されていると言えるが、**実際には、これらの法人の中でも二極化している様相**も見て取れる。

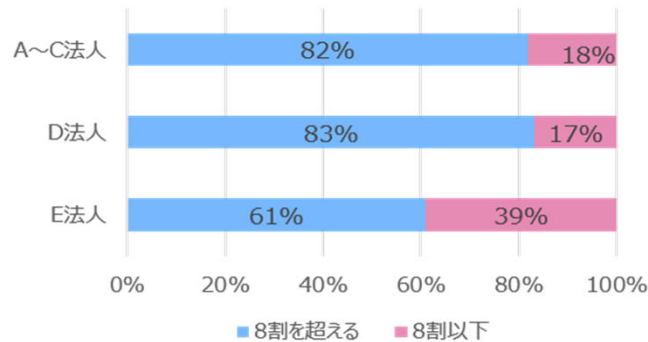
【例】E法人（運用対象資産500億円以上）でも、**現金預金・債券の割合 8 割超が61%、現金預金の割合 5 割超が24%**

【規模に応じた運用状況・大規模法人の中での二極化の状況】

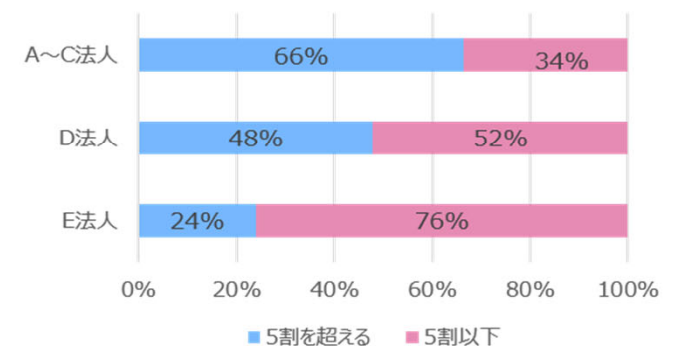
現金預金・債券以外（株式・その他資産等）の割合が 5 割を超える法人



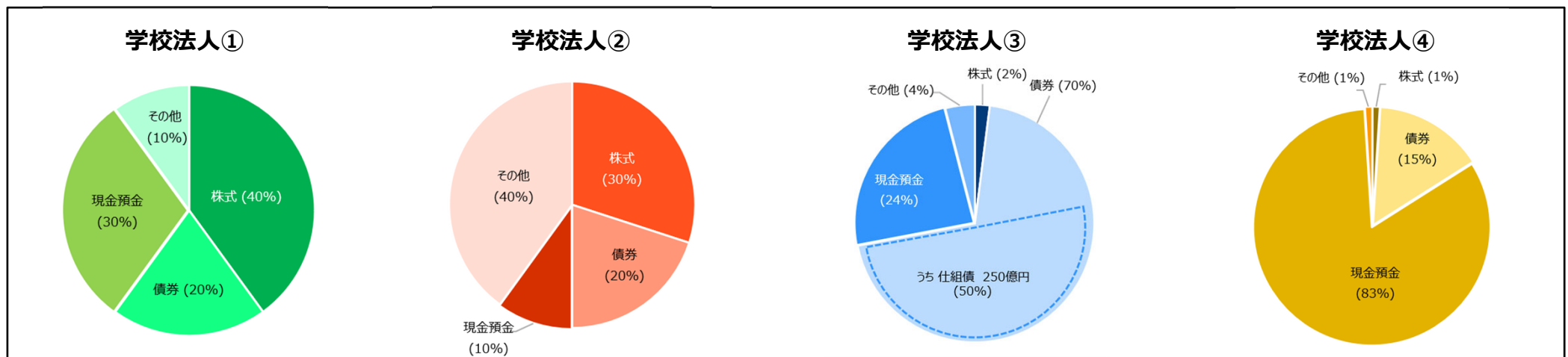
現金預金・債券の割合が 8 割を超える法人



現金預金の割合が 5 割を超える法人



＜E法人（運用対象資産500億円以上）の運用資産構成の例＞



「仕組債」について

学校法人では「**仕組債**」の割合が高くなっている（全体の約 1 割・1 兆円）が、「仕組債」は債券にデリバティブが組み込まれた**複雑な金融商品**であり、**大きな損失の可能性**や**流動性リスク**がある（**金融庁からも注意喚起**）。このため、そうした**特性・リスクを正確に理解したうえで、慎重に投資の可否を検討・判断する必要**。

＜ガイドブックにおける記載（抄）＞

学校法人全体の運用対象資産の約 1 割を占める「仕組債」については、債券にデリバティブ（金融派生商品）が組み込まれた複雑な金融商品であり、一般的な公債・社債よりも高いリターンが期待できる商品として販売されているものの、発行体の信用力とは関連しない参照指標（為替、株価等）の変動等によって大きな損失が生じ得るものであり、商品に設定された複雑な条件等を読み解いてリスクを判断することは容易ではない⁹ことから、十分な金融知識が必要な金融商品である。

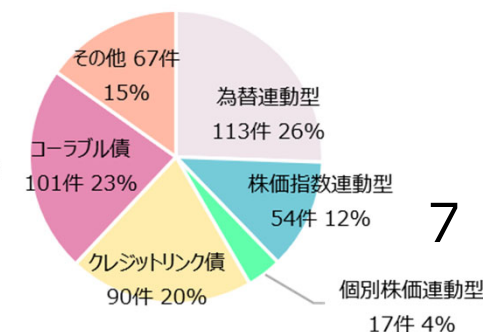
加えて、中途売却が困難であるという流動性リスクも指摘されている。このため、そうした特性・リスクも正確に理解したうえで、慎重に購入の可否を検討・判断する必要がある。

9 金融庁においても、仕組債については、「株価指数や内外個別株価、外国為替に連動する商品は、十分な金融知識がないと、そのリスクやコスト見合いのリターンの理解が困難である中、リスクに見合ったリターンが確保されていないという商品性の問題」があると評価され、仕組債の典型例であるEB債（個別株価連動型の仕組債(他社株転換可能債)）について、「商品性が極めて複雑で、理解することが困難である上に、実際にはリスクに見合うリターンが得られないことが多い商品と考えられる。リスク選好が強い一部の限定的なニーズがあることまでは否定できないにしても、中長期的な資産形成を目指す一般的な顧客ニーズに即した商品としてはふさわしいものとは考えにくい」とされている（令和 4 年 6 月 30 日「投資信託等の販売会社による顧客本位の業務運営のモニタリング結果について」）。

【参考】仕組債の種類（主なもの）

- ① 為替連動型債：為替レートの変動に応じて、利率や償還額が変動する債券
- ② 株価指数連動型債：日経平均等の株価指数の変動に応じて、利率や償還額が変動する債券
- ③ 個別株価連動型債：特定の株式価格を参照指標とし、その株価の変動に応じて、利率や償還額が変動又は株式で償還される債券
- ④ クレジットリンク債：CDS（クレジット・デフォルト・スワップ）を内包し、発行体と特定企業（参照組織）の信用リスクを引き受ける債券
- ⑤ コーラブル債：発行体が満期前に償還できる権利（期限前償還条項）を有する債券

＜学校法人が保有する仕組債の種類＞



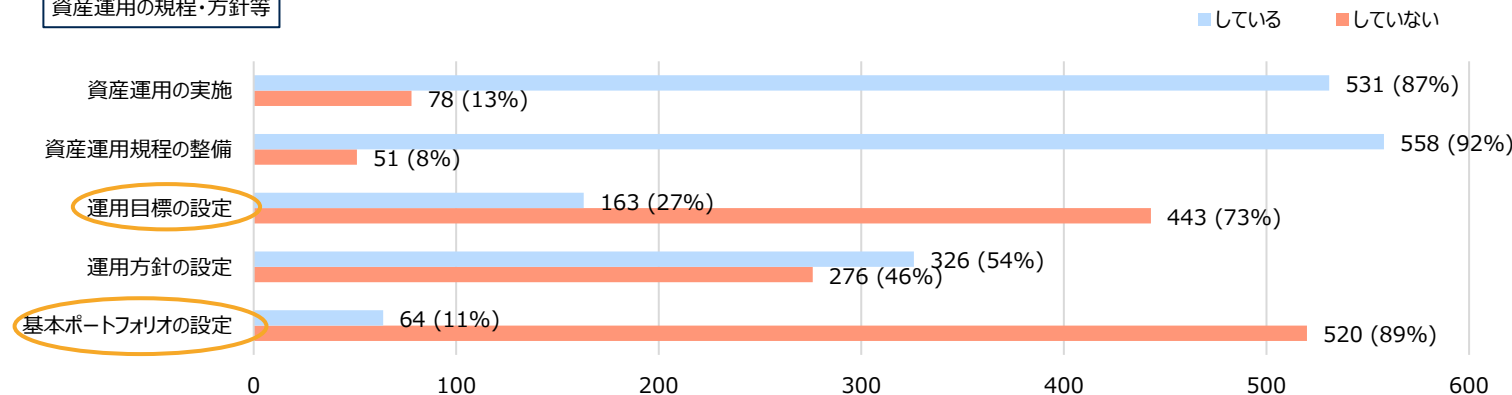
「大学の資産運用の促進・高度化に向けたガイドブック」の概要③（現状・課題）

大学（学校法人）の資産運用の現状・課題②（資産運用体制）

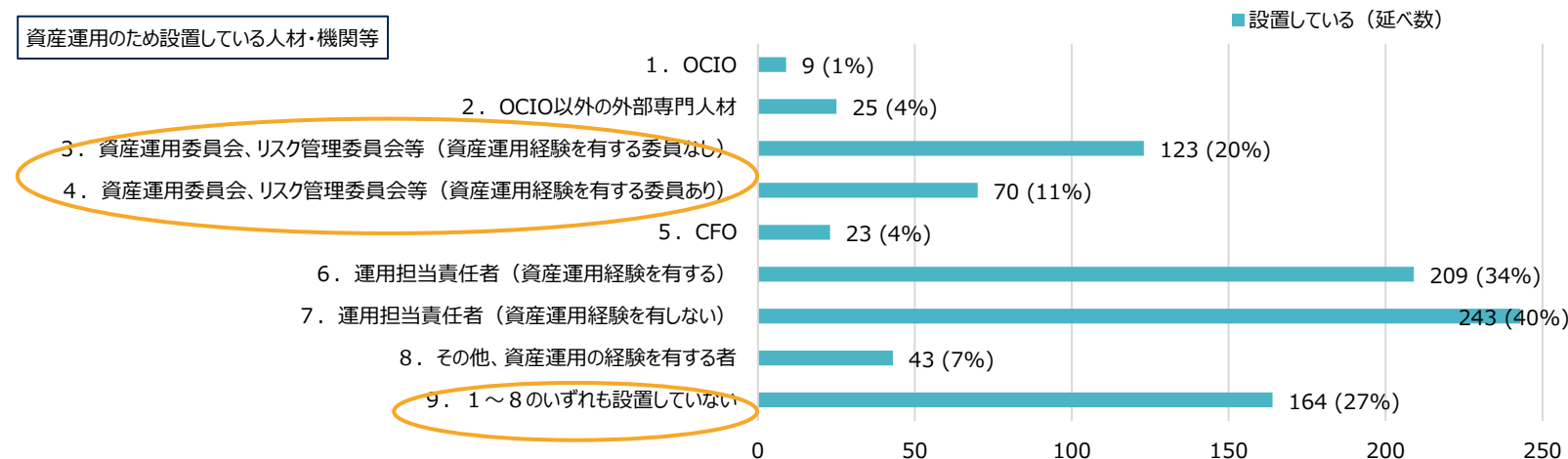
- 運用目標や基本ポートフォリオなどを未設定の法人が多く、資産運用により期待する具体的なリターンの水準や運用資産の構成等について十分な検討や方針決定が行われていない法人が多い状況が見て取れる。
- 資産運用委員会・リスク管理委員会等を未設置の法人なども多く、運用担当責任者を含めたいずれの人材・機関等も設置していない法人も約3割となっているなど、体制・ガバナンスの整備に課題。

【学校法人の資産運用体制】

資産運用の規程・方針等



資産運用のために設置している人材・機関等



「大学の資産運用の促進・高度化に向けたガイドブック」の概要④（現状・課題）

文部科学省の平成21年通知・寄附行為作成例について①

文部科学省の平成21年通知や寄附行為作成例の記載が安全面を過度に重視した運用の要因となっているとの指摘

➡ **株式など元本保証のない商品による資産運用を妨げるものではない（むしろ預金・債券のみの運用にはリスクがある）**ことを明確化

【平成21年通知について】 ※ガイドブックの抜粋

<平成21年通知（学校法人運営調査委員会における意見の主なポイント）（抄）>

- ① 学校法人の資産は、その設置する学校の教育研究活動を安定的・継続的に支えるための大切な財産であるため、**運用の安全性を重視**することが求められる。
- ④ 学校法人としては、現下の国際金融情勢等も十分に踏まえ、**元本が保証されない金融商品による資産運用については、その必要性やリスクを十分に考慮し、特に慎重に取り扱うべき**である。
- ⑥ 公教育を担う学校法人の資産運用については、**その安全性の確保に十分留意**し、必要な規定等の整備を行い、学校法人としての責任ある意思決定を行うとともに、執行管理についても規定等に基づいて適正に行うなど、統制環境の確立に努める必要がある。

- 平成21年通知において、<意見の主なポイント>に示されている内容の通用性は現在も変わるものではないこと。（略）
- 資産運用は、学校法人における適切なルールや体制等の下、中長期的な教育研究活動の継続が重要である点や資産運用の原資の性質を踏まえるとともに、経営方針や財務状況に照らし、**金融商品の内容やリスクを十分に考慮した責任ある判断が求められること。**
- 上記を踏まえた上であれば、学校法人において、**元本が保証されない金融商品（例：上場株式、投資信託・ETF（上場投資信託）など）による資産運用を行うことも可能**であること。
- 昨今のインフレ圧力の高まりや金利上昇などの新たな社会情勢下においては、**インフレ率を下回る利率の預金・債券の運用では、実質的な資産価値が目減りし、将来の購買力を維持できなくなるといったリスクを抱えており、必ずしも安全とは言えなくなっている面がある**こと。
- このため、短期的な価格変動や元本割れ等のリスクのみならず、長期的な資産価値の減少や機会損失等のリスクについても認識しつつ、価格変動リスクについては長期の運用と運用先の分散（資産分類、銘柄、地域、時間等の分散）によって抑制していくという考え方の下で対応を検討することも重要であること。

文部科学省の平成21年通知・寄附行為作成例について②

【寄附行為作成例について】 ※ガイドブックの抜粋

＜寄附行為作成例に関する記載＞

（積立金の保管）

第65条 基本財産及び運用財産中の積立金は、**確実な有価証券を購入**し、又は**確実な信託銀行**に信託し、又は**確実な銀行**に定期預金とし、若しくは定期郵便貯金として理事長が保管する。

この寄附行為作成例において、積立金の保管について、「確実な」有価証券、「確実な」信託銀行への信託、「確実な」銀行への定期預金等と「確実な」という文言が繰り返されていることから、**当該寄附行為作成例も平成21年通知と同様に、学校法人における資産運用が預金・債券中心となる誘因となっているとの指摘**がある。



寄附行為作成例65条における「確実な」の意味は、「学校における安定的・継続的な教育活動に資するべく運用の安全性が相当程度期待される旨の趣旨であり、学校法人の資産運用に関しては責任ある意思決定及び管理体制の整備について各学校法人で検討すること」とされており、**元本が保証されない金融商品の運用を排除するものとは解されない。**

寄附行為作成例と同様の規定の下でも、学校法人において適切な体制に基づき運用の安全性が相当程度あるという判断をした上で元本が保証されない金融商品を含め資産運用を行うことは想定されることから、**今後、新たに元本が保証されない金融商品を含む資産運用を行う場合においても、寄附行為の変更は不要と考えられる。**

「大学の資産運用の促進・高度化に向けたガイドブック」の概要⑥（基本的概念）

【アセットオーナー・プリンシプル】

アセットオーナーが**受益者等の最善の利益**を勘案して、その資産を運用する責任（**フィデューシャリー・デューティー※**）を果たしていく上で必要となる**共通の原則**。

アセットオーナーの範囲は、**公的年金、共済組合、企業年金、保険会社、大学ファンド**のほか、例えば資産運用を行う**大学**など幅広く、その規模や運用資金の性格等は様々。

経緯：令和6年3月～6月に、新しい資本主義実現会議の下、「アセットオーナー・プリンシプルに関する作業部会」において議論を行い、令和6年6月よりパブリックコメントを実施し、**令和6年8月28日に公表**。

枠組み：プリンシプルの受入れは任意。「**コンプライ・オア・エクスプレイン**」（**原則を実施するか、実施しない場合には、その理由を説明するか**）の手法を取る。
プリンシプル受入れ時は、所管省庁に表明し、**内閣官房において受入状況を一覧化して公表**。

- | | |
|-------|---|
| ＜原則1＞ | アセットオーナーは、受益者等の最善の利益を勘案し、何のために運用を行うのかという 運用目的を定め 、適切な手続に基づく意思決定の下、 経済・金融環境等を踏まえつつ 、運用目的に合った 運用目標及び運用方針を定めるべき 。
また、これらは 状況変化に応じて適切に見直すべき 。 |
| ＜原則2＞ | 受益者等の最善の利益を追求する上では、アセットオーナーにおいて 専門的知見に基づいて行動 することが求められる。
そこで、アセットオーナーは、原則1の運用目標・運用方針に照らして必要な 人材確保などの体制整備を行い 、その体制を 適切に機能させる とともに、 知見の補充・充実のために必要な場合には、外部知見の活用や外部委託を検討すべき 。 |
| ＜原則3＞ | アセットオーナーは、運用目標の実現のため、運用方針に基づき、 自己又は第三者ではなく受益者等の利益の観点から運用方法の選択を適切に行う ほか、投資先の分散をはじめとする リスク管理を適切に行うべき 。
特に、 運用を金融機関等に委託する場合は、利益相反を適切に管理 しつつ最適な運用委託先を選定するとともに、定期的な見直しを行うべき。 |
| ＜原則4＞ | アセットオーナーは、ステークホルダーへの 説明責任を果たすため、運用状況についての情報提供（「見える化」）を行い、ステークホルダーとの対話に役立てるべき 。 |
| ＜原則5＞ | アセットオーナーは、 受益者等のために運用目標の実現を図るに当たり 、自ら又は運用委託先の行動を通じて スチュワードシップ活動を実施する など、 投資先企業の持続的成長に資するよう必要な工夫をすべき 。 |

※フィデューシャリー・デューティー

「受託者責任」と訳され、資産運用を行う幅広いアセットオーナーが、受益者等の最善の利益を勘案し、その資産を運用する責任のことを指す。

大学の理事や理事会は、大学を取り巻くステークホルダーから資産運用の財源と権限を託されたフィデューシャリーとして、適切に資産運用を行う責任を負う。

＜アセットオーナー・プリンシプルの受入れ状況（令和8年8月1日時点）＞ 国立大学法人：14法人、学校法人：24法人

➡ 大学が資産運用を行う場合には、アセットオーナー・プリンシプルの受入れを行うことが望ましい

「大学の資産運用の促進・高度化に向けたガイドブック」の概要⑦（大学に求められる対応）

資産運用の促進・高度化に当たっての対応

（１）基本スタンスの策定

運用目的・運用目標・運用方針の３点は、法人としての**資産運用の基本スタンスを示す**重要なものであり、理事長等のリーダーシップの下、**理事会等として責任を持って検討・策定し、関係者間で十分に認識を共有**することが重要。

- ① **運用目的**（何のために資産運用を行うか、運用収益を何に活用するか） ※大学の使命や経営方針、将来構想等を踏まえて設定することが重要。
- ② **運用目標**（資産運用により目指すターンや許容するリスクの水準） ※インフレ下では資産の実質的価値の目減りを避けるため、**実質ターンを意識した目標設定**が重要。
- ③ **運用方針**（基本ポートフォリオ、運用規模・期間、モニタリング・見直しの在り方等） ※外部機関に判断等を委ねるのではなく、法人として自ら方針を定め、適切に管理等を行う必要。

（２）体制・ガバナンスの整備

資産運用に当たっても**法人としてのガバナンスが不可欠**であり、理事会等の執行部における意思決定手続、モニタリング体制、責任の所在等を明確化し、適切な統制環境を整備することが重要。

主な対応

- ① **理事会等としての意思決定・モニタリング**
- ② **資産運用委員会**等の設置
- ③ **責任者（担当理事）・実務担当者**の決定及び**権限明確化**
- ④ OCIOなど**外部の専門的知見の活用**（必要に応じて）
- ⑤ 適切な資質・能力を備えた**人材の計画的な確保・育成**

※理事は、「善管注意義務」に基づき、資産を不用意に毀損させないことが求められるが、損失が生じたこと自体に対する結果責任を問うものではない。

※監事は、法人が定めた方針から外れた資産運用が行われていないかなどの**監査**を通じて、適切な資産運用の実施を担保することも期待される。

例えば…
✓ 運用目的・運用目標・運用方針から外れた運用が行われていないか
✓ 理事や運用担当者等による業務執行に法令違反や不正・不適切な部分はないか
✓ 組織全体として適切なモニタリングやその結果に基づく方針の見直しなどが行われているか
✓ 外部の運営機関に委託している場合には、利益相反行為等がないか 等

（３）評価・情報提供

- ① 運用状況の適切な**評価・見直し**
- ② 運用状況の**情報提供・見える化**
- ③ **学校法人会計**の取扱い（時価情報の開示）

※評価に当たっては、単年度・短期的損益ではなく**中長期的な視点で評価を行う**とともに、**時価ベースでのトータル・リターンやインフレ影響を加味した実質リターン**の把握が重要。

※運用状況の評価は、資産運用委員会等を中心に実施しつつ、適時、理事会等への報告等を行い、**理事長・理事等が自ら状況を把握し、PDCAサイクルを実効的に機能**させることが重要。

※学校法人会計に関しては、現行制度上も時価情報について一定の開示を行うこととなっているが、今後、**計算書類の注記及び事業報告書における記載充実**を予定。

「大学の資産運用の促進・高度化に向けたガイドブック」の概要⑧（補足：スタートライン）

ガイドブックでは、これまで預金・債券のみの運用を行ってきた法人等の参考となるよう、以下の内容についても記載。

これまで預金・債券のみの運用を行ってきた法人が初めてリスク性資産の運用を行う場合には、まずは以下のような方法からスタートし、運用実績や法人内での知見の蓄積等の状況を踏まえながら、徐々にステップアップしていくことも考えられる。

- ・ 預金・債券のうち、短期的な支払いに充てることを予定していない資金の一定割合をリスク性資産に振り向ける。
- ・ リスク性資産の中でもリスクの高い個別銘柄等への投資は行わず、比較的风险が低いもの、運用コストが低いもの、運用に当たり高度な知見等が求められないもの（例：国内外の株式等に分散投資するファンド（投資信託）等）を中心に据える。
- ・ その際、ポートフォリオ全体でのリスクヘッジの観点から、インフレ耐性も含めた特性や値動きの異なる多様な資産を組み合わせることが重要であり、債券については、物価連動国債のように、インフレに伴って償還額が増加する商品などを活用することも有効である。
- ・ 金融機関において、複数の大学から資金を受け入れて様々な資産に分散投資を行うファンド（投資信託）もあり、個々の大学の状況に応じてこうしたファンドを活用することも、単独では取り組みにくい多様な資産への分散投資を実現する手段として有効である。

【コラム】各資産の特徴・リスク・リターン特性

各資産の特徴・リスク・リターン特性を整理しつつ、資産運用の目的や期間に応じた組み合わせが重要である旨を記載。

（１）伝統的資産

①預金 ②債券（国債等の公債、社債） ③株式 ④投資信託・ETF（上場投資信託）

（２）オルタナティブ資産（プライベートエクイティ、プライベートデット、ヘッジファンドなど）

学校法人会計における有価証券の時価情報等に関する情報提供の充実

ステークホルダーへの情報開示等をさらに充実させる観点から、以下の見直しを実施（令和8年7月22日付通知）

【計算書類の注記】 **有価証券の種類ごとの内訳の記載を細分化**

- (1) 有価証券の時価情報
② 明細表

種 類		貸借対照表計上額	時価	差額
債券	国内 債券	×××	×××	×××
	外国 債券	×××	×××	(△) ××
	仕組債	×××	×××	(△) ××
株式	国内 株式	×××	×××	(△) ××
	外国 株式	×××	×××	(△) ××
投資信託	インデックスファンド (ETFを含む)	×××	×××	×××
	REIT (不動産投資信託)	×××	×××	(△) ××
	その他	×××	×××	(△) ××
その他	プライベートエクイティ	×××	×××	(△) ××
	プライベートデット	×××	×××	(△) ××
	その他	×××	×××	×××
合 計		×××	×××	×××
時価のない有価証券		×××		
有価証券合計		×××		

【事業報告書（参考例）】 **有価証券の時価情報・資産運用収入の経年変化等を新たに記載**

●有価証券の貸借対照表計上額と時価情報の経年変化

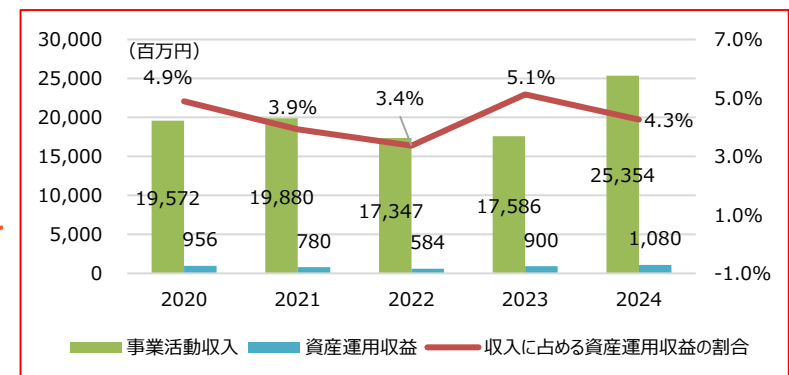
単位：円

有価証券	○年度	○年度	○年度	○年度	○年度
貸借対照表計上額					
時価					
差額					

●法人の収入全体に占める資産運用収入（受取利息・配当金＋資産売却差額）の割合

図表（↓参考イメージ）などを示すこと

【参考イメージ】法人の収入全体に占める資産運用収入の割合



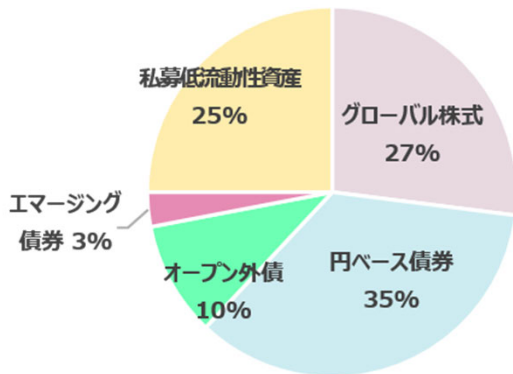
学校法人の資産運用に関する取組事例 上智学院（上智大学） / 立命館（立命館大学）

上智学院（上智大学）

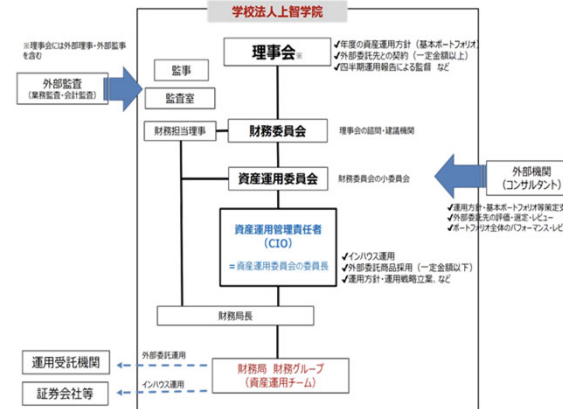
※運用資産総額（R6年度末）：**634億円**（※うち、**566億円**を有価証券として運用），学生数(R8)：14,047名

- 基本ポートフォリオ全体での分散投資・リスク管理を重視し、株式・債券・オルタナティブ資産にバランスよく投資。ESG投資も積極的に推進
- CIOや資産運用委員会の設置、外部コンサルの活用等を含め、高度な運用が可能となる体制を整備。外部委託機関の精査・モニタリングもきめ細かく実施
- 令和7年度は、収入全体に占める資産運用収入の割合が9.1%（約31億円）となり、教育研究の充実に資する安定的な利益を確保

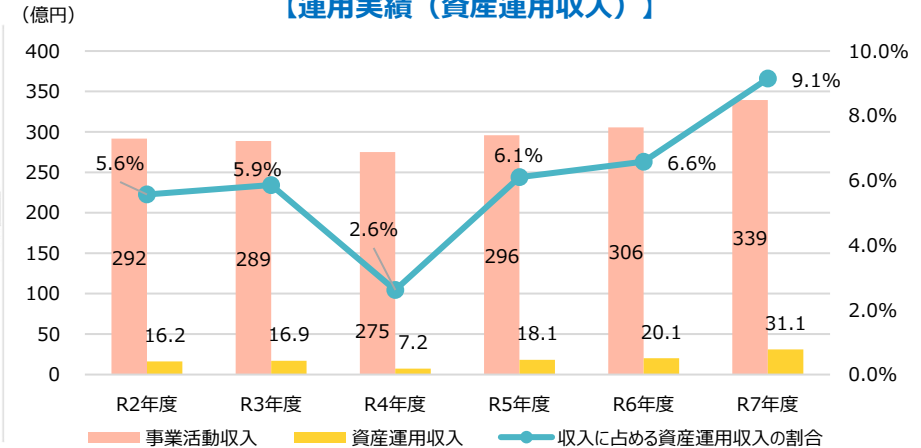
【基本ポートフォリオ（R8年度現在）】



【資産運用体制】



【運用実績（資産運用収入）】

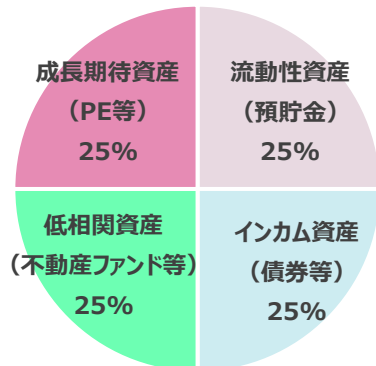


立命館（立命館大学）

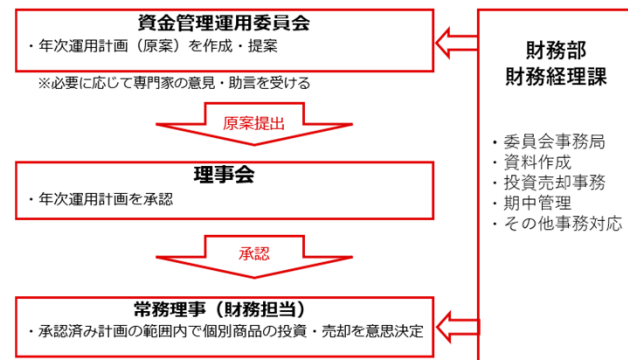
※運用資産総額（R6年度末）：**2,071億円**（※うち、**1,790億円**を有価証券として運用），学生数(R8)：45,963名

- 資金特性に応じた運用期間・方法等に基づいて基本ポートフォリオを策定。安全性・流動性・収益性・透明性を考慮し、①流動性資産（預貯金）、②インカム資産（債券等）、③低相関資産（不動産ファンド等）、④成長期待資産（プライベートエクイティ等）を均等に配分
- 運用対象の多様化・リスク分散により、リーマンショックや新型コロナ等による金融危機・市場変動を経ても損失は生じておらず、安定的に資産運用収入を確保
- 現役世代～将来世代の学生・生徒・児童及び教職員を受益者とし、それぞれに応じた目的（収益の活用方法等）を明確に設定

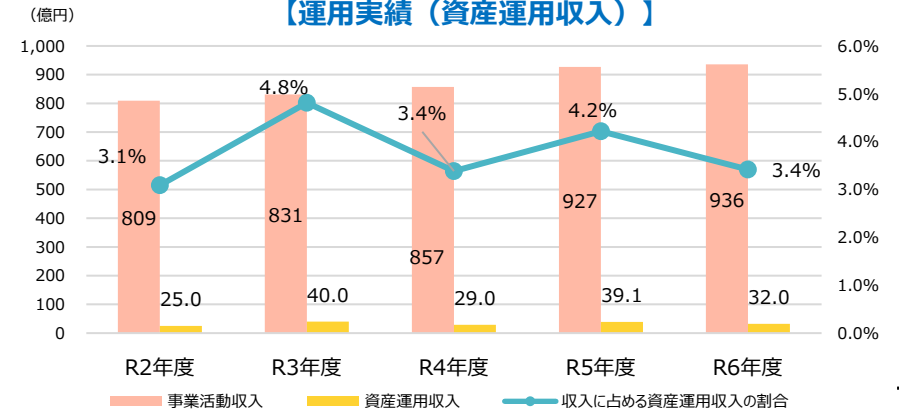
【基本ポートフォリオ（R7年度現在）】



【資産運用体制】



【運用実績（資産運用収入）】



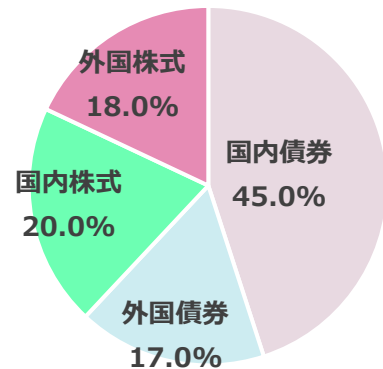
学校法人の資産運用に関する取組事例 大同学園（大同大学） / 修道学園（広島修道大学）

大同学園（大同大学）

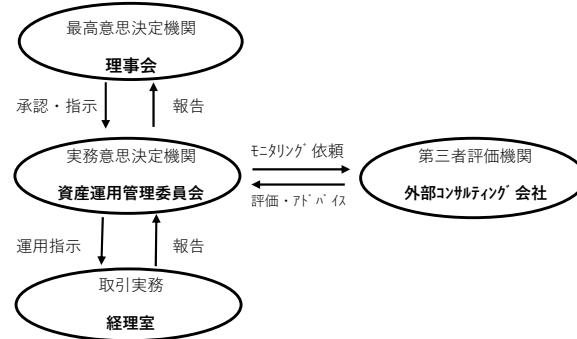
※運用資産総額（R6年度末）：92億円（※うち、80億円を有価証券として運用），学生数（R8）：3,672名

- 令和5年度からリスク性資産の運用を開始し、インデックス型の投資信託やETFを活用して、国内外の株式・債券に広く分散投資。毎年度、少しずつ、運用規模拡大・ポートフォリオ高度化に向けた対応を実施
- 外部コンサルの活用による評価・モニタリングなどのほか、資産運用管理委員会に、経験者のほか、計画的に新任者を配置することで人材育成も推進

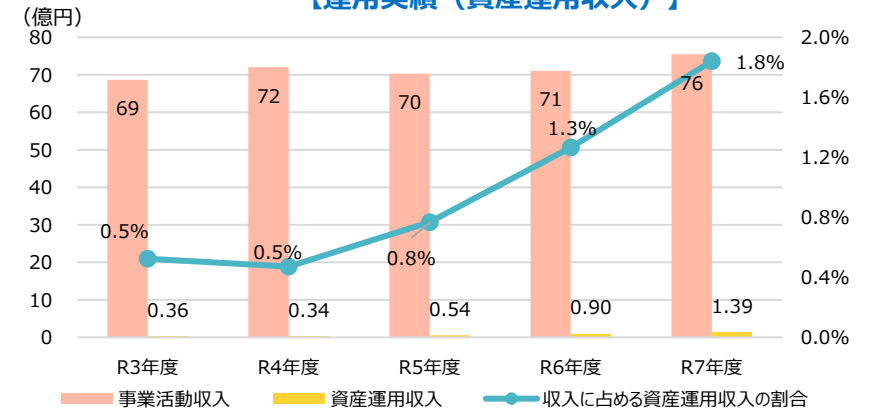
【基本ポートフォリオ（R8年3月現在）】



【資産運用体制】



【運用実績（資産運用収入）】



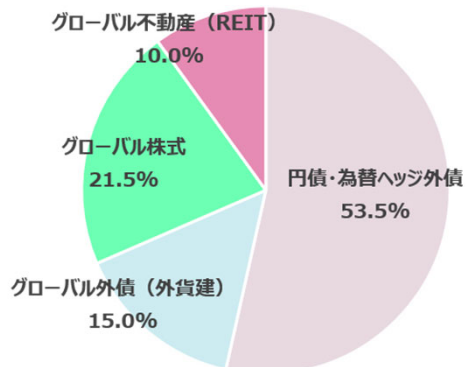
※令和5年度の運用本格化以来のトータル損益は、約8.5億円(年率5.0%)

修道学園（広島修道大学）

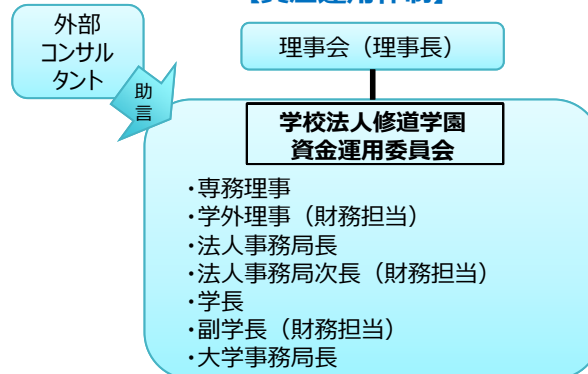
※運用資産総額（R6年度末）：289億円（※うち、143億円を有価証券として運用），学生数（R8）：6,487名

- 運用資産は原則売却せず、安定的なインカムゲインを享受し続ける方針。個別銘柄には投資せず、ETFに分散投資することでリスクを管理
- 資産運用委員会が中心となり、外部コンサルタントも活用しながら、法人職員による属人性のない持続的な運用体制を組織化・制度化
- 令和元年度以降、着実に資産運用収入が拡大し、令和7年度は、収入全体に占める資産運用収入の割合が4.8%（約5.9億円）

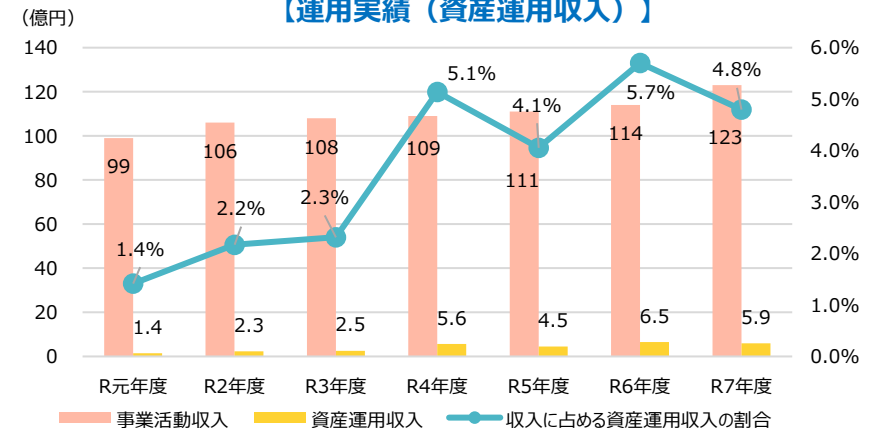
【基本ポートフォリオ（R8年3月現在）】



【資産運用体制】



【運用実績（資産運用収入）】



大学の資産運用に関するチェックリスト

資産運用の開始・高度化に当たり重要となる事項について、ガイドブックの内容に沿って **5テーマ・計42項目のチェックリスト**として整理。
⇒ 各大学の実情等に応じて、**本チェックリストも活用しながら、現状の確認や今後の方針の検討等を進めて頂きたい。**

<チェックリストにおける主な記載（抜粋）>

1. 現状認識 ※ガイドブック掲載ページ↓		
☐	少子化の進展に伴う授業料等収入の減少等を踏まえ、資産運用等により財源を多様化していく必要性を理解しているか。	p.1
☐	インフレ環境下では、インフレ率を下回る利率の預金・債券の運用では、実質的な資産価値が目減りし、将来の購買力が維持できなくなるというリスクがあることを理解しているか。	p.17
☐	平成21年の文部科学省通知等は、学校法人において元本が保証されない金融商品による資産運用を行うことを妨げるものではないことを理解しているか。	p.18
☐	大学においても、受益者等の最善の利益を勘案し、その資産を運用する責任（フィデューシャリー・デューティー）を有することを理解しているか。	p.25
2. 基本スタンスの策定		
☐	法人としての資産運用の基本スタンスについて、理事長等のリーダーシップの下、理事会等として責任を持って検討・策定し、関係者間で十分に認識を共有しているか。	p.27
☐	「運用目的」、「運用目標」、「運用方針」の内容や策定の意義等を理解しているか。	p.27
(1)運用目的		
☐	「何のために資産運用を行うか、資産運用による収益を何のために活用するか」という根本目的を示す「運用目的」を策定しているか。	p.27
(2)運用目標		
☐	資産運用により目指すリターン水準や許容リスクなどを示す「運用目標」を策定しているか。	p.28
(3)運用方針		
☐	運用目標を実現するための具体的な方針を示す「運用方針」を策定しているか。	p.28
☐	外部の知見を活用する場合であっても、外部機関にすべての判断等を委ねるのではなく、法人として自ら責任をもって方針を明確に定め、適切に運用の管理等を行うこととしているか。	p.30
(4)各資産の特徴・リスク・リターン特性等の理解		
☐	預金、債券、株式、投資信託・ETF、オルタナティブ資産など、各資産の特徴・リスク・リターン特性等を理解しているか。	p.32
3. 資産運用体制・ガバナンスの整備		
☐	法人として自ら責任をもって資産運用に係る基本スタンスを定め、必要に応じて外部の知見も活用しながら、適切に運用の管理等ができる知見を有しているか。	p.35
☐	理事会等としての意思決定・モニタリングを適切に行っているか。	p.35
4. 運用状況の評価・情報提供（「見える化」）		
☐	運用状況の評価において、以下の点が重要であることを理解しているか。 ・単年度・短期的損益ではなく、中長期的な視点での評価 ・インカムゲインとキャピタルゲイン・ロスを合わせたトータル・リターンによる評価 ・インフレ率を加味した実質リターンでの評価 ・リスクに見合った適切なリターンが得られているかという観点での評価	p.38
☐	評価結果に基づき、必要に応じてポートフォリオや運用体制を見直すといったPDCAサイクルを実効的に機能させているか。	p.38
5. 資産運用の規模拡大・高度化		
☐	運用規模の拡大に向けて、寄付収入などの外部資金調達の拡大を図っているか。	p.40

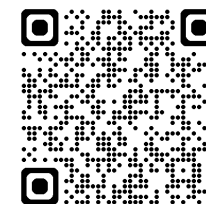
まとめ

- 18歳人口の減少等に伴い、私立大学の経営が厳しさを増す中で、資産運用による財源多様化は急務
- 資産運用収入は、教育研究の充実等のための重要な財源となり得る
- インフレ下では、預金や低利率の債券のみの安全性を過度に重視した運用は、かえってリスクであり、株式等への投資も前向きに検討する必要
- ポートフォリオ全体での分散投資の重要性（債券も重要な構成要素）、投資信託・ETFなどの有効活用、「仕組債」には要注意
- 多額の資金や高度な専門的知見等がなくても、一定の資産運用は可能
- 基本スタンスは外部機関等に委ねず、法人として責任をもって策定
（理事長・理事等のリーダーシップの重要性）



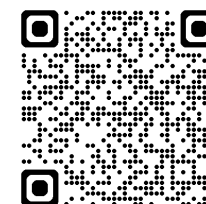
参考情報

以下について、文部科学省のホームページに掲載しています。



- ・『大学の資産運用の促進・高度化に向けたガイドブック』

https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/shiritsu/mext_00003.html



- ・『有価証券の時価情報等に関する情報提供の充実を図るための
計算書類の注記事項及び事業報告書の見直しについて（通知）』

https://www.mext.go.jp/content/20260722-mxt_sigsanji-000038973_1.pdf

その他、内容に不明点等があればお問い合わせください。

文部科学省高等教育局
私学部参事官付財務調査係
電話：03-5253-4111（2539）
メール：sigsanji@mext.go.jp